

規制対象となる VOC 排出施設と排出基準は？

Q

揮発性有機化合物（VOC）の排出を抑制するため改正された、大気汚染防止法の規制の対象となる排出施設および排出基準について教えてください。

A

改正された大気汚染防止法の規制の対象となる VOC 排出施設と排出基準を下記表に示しました。

表 規制対象となる VOC 排出施設及び排出基準

VOC 排出施設		規模要件	排出基準 (ppmC)
化学製品の製造の用に供する乾燥施設 (揮発性有機化合物を溶剤として使用する施設。)		送風機の送風能力が 3,000m ³ /時以上のもの	600
塗装施設 (吹付塗装に限る。)	自動車の製造の用に供する もの	排風機の排風能力が 100,000m ³ /時以上のもの	700
	既設		400
	その他のもの		700
塗装の用に供する乾燥施設 (吹付塗装及び電着塗装 に係るものを除く。)	木材・木製品(家具を含む。)の製造の用 に供するもの	送風機の送風能力が 10,000m ³ /時以上のもの	1000
	その他のもの		600
接着の用に供する乾燥施設 (印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シート、はく離紙又は包装 材料(合成樹脂を積層するものに限る。)の製造に係る施設。)		送風機の送風能力が 5,000m ³ /時以上のもの	1,400
接着の用に供する乾燥施設 (前項に掲げるもの及び木材・木製品(家具を含む。)の製造の用に供 するものを除く。)		送風機の送風能力が 15,000m ³ /時以上のもの	1,400
印刷の用に供する乾燥施設 (オフセット輪転印刷に係るものに限る。)		送風機の送風能力が 7,000m ³ /時以上のもの	400
印刷の用に供する乾燥施設 (グラビア印刷に係るものに限る。)		送風機の送風能力が 27,000m ³ /時以上のもの	700
工業製品の洗浄施設 (乾燥施設を含む。)		洗浄剤が空気に接する面 の面積が 5m ² 以上のもの	400
揮発性有機化合物の貯蔵タンク (ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸 気圧が 20 キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵 タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。)の ものを除く。))	既設	2,000kl 以上のもの	60,000
	新設	1,000kl 以上のもの	

注) 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で、送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模の指標とする。

注) 「乾燥施設」は VOC を蒸発させるためのもの、「洗浄施設」は VOC を洗浄剤として用いるものに限る。

注) 「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百万分率である。